

合併会社(JV)設立時・業務提携時の 競争法上の検討ポイント

～JV 設立の際に日本では事前届出が不要でも JV が事業活動を行わない外国での届出が必要となる場合があるなど、見落とされがちな注意点を具体的事例とともに解説～

講師 **菅野みずき** 氏 かの 大江橋法律事務所
パートナー 弁護士

販売期間 2025年9月30日(火)まで

(2024年9月19日(木)収録:約3時間)

■このセミナーは収録したセミナーを動画配信でご視聴いただけます。視聴期間は 2 週間です。
■参加費をお振込みいただいた後に、配信ページ URL とログイン情報をメールでお送りします。

企業間での協業を行う際、企業が完全に一体化する合併や全株式取得と異なり、必要な範囲に限定して協業を行う手段として、合併会社(ジョイントベンチャー、「JV」)設立又は業務提携が活用されています。両者は部分的な協業の実現という点で共通しますが、業務提携の際には公正取引委員会等の競争法当局に対する事前届出は不要であるのに対し、JV 設立の際には事前届出が必要になる場合もあるなど、競争法上の手続には差があります。特に、JV 設立の場合、日本において届出が不要な場合でも、当該 JV が事業活動を行わない外国において届出が必要となる場合があることは、見落とされがちな注意点です。他方、JV 設立及び業務提携に共通する競争法上の検討事項もあります。例えば、特に競争事業者間での協業の場合には、不当な取引制限に繋がるおそれがないかを検討する必要があり、また、スタートアップと大企業の協業の場合には、優越的地位の濫用等の観点からも検討が必要になります。さらに、JV 設立及び業務提携の検討過程においては、情報交換が競争法上の問題になり得るため、実務に即した情報交換のルール作りをすることが重要なポイントとなります。

JV 設立に当たって届出が必要となる場合、クリアランスが得られるまでは JV の設立ができなくなり、スケジュールにも大きな影響が生じます。また、競争法違反があれば、警告や高額の制裁金の対象となることもあります。

本セミナーでは、JV 設立時及び業務提携時に検討すべきポイントを、実際の事例を紹介しながら分かりやすく解説します。

1. 業務提携と JV の共通点・相違点

2. JV 設立に関する日本の企業結合規制

(1) 株式取得

(2) 共同新設分割

(3) 待機期間・罰則

3. JV 設立に関する海外の企業結合規制と処罰事例

(1) EU の届出要件

(2) トルコの届出要件(2022 年 5 月改正法施行)

(3) 中国の届出要件(2024 年 1 月改正法施行)

(4) 台湾の届出要件

(5) 韓国の届出要件

(6) 各国の待機期間・罰則

(7) 届出義務違反に対する処罰事例

4. 業務提携と JV の実体法上の検討事項

(1) 不当な取引制限

(2) 実際の業務提携事案における考慮要素

(3) 業務提携の具体例に基づく検討

5. スタートアップとの業務提携・JV 設立時の留意点

(1) 優越的地位の濫用

(2) 業務提携の段階ごとの留意点

(3) 優越的地位の濫用以外の問題

6. 情報交換のルール

(1) 業務提携・JV 設立の検討段階における留意点

(2) 業務提携実施後・JV 設立後の留意点

(3) 海外における処罰事例

本セミナーについては、法律事務所ご所属の方はお申込をご遠慮願います。

【講師紹介】

2004 年東京大学文学部卒業、2010 年東京大学法科大学院卒業、2011 年弁護士登録。2014 年 University College London 卒業(LL.M.)。競争法(独禁法)・景品表示法に関する案件を中心に、M&A、訴訟、企業法務全般を取り扱う。競争法に関しては、国内外の企業結合届出の対応及びカルテル等違反事案に対する調査対応を行うが、近時は JV に関する企業結合届出対応を多く取り扱う。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **金融財務研究会**

<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>

Twitter : <https://twitter.com/keichoken05>

Blog : <https://www.kinyu.co.jp/blog/>



販売期間

2025年9月30日（火）まで

※収録日：2024年9月19日（木）【約3時間】

視聴ページのログインIDを発行後、2週間ご視聴が可能です。
資料は、ログイン後に視聴ページからダウンロードしてご利用いただけます。
（資料の無断複製はご遠慮ください）

参加費

35,800円（消費税を含む）

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき31,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

金融財務研究会

ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル

TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書をFAX又は郵送いただいてのお申し込みも承ります。請求書をお送りいたしますので、下記口座にお振込ください。クレジットカードご利用の場合は、質問欄にその旨をご連絡下さい。

ご入金確認次第、視聴用URLとログインID、パスワードをメールでお送りいたします。（但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。）

ご記入いただきました個人情報はセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

普通預金 □座名 (株)金融財務研究会

三菱UFJ銀行	本店	1642356	三井住友銀行	本店営業部	7397637
三菱UFJ信託銀行	本店	2818151	みずほ銀行	東京営業部	1427715
三井住友信託銀行	本店営業部	2993982	りそな銀行	東京営業部	1693669

◇クレジットカードはVisa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discoverがご利用いただけます。

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

合弁会社(JV)設立時・業務提携時の
競争法上の検討ポイント

【アーカイブ】

参加申込書

FAX 03-5695-8005

2025年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい。 弊社からのお知らせ、メルマガの送信を ☐ 受信する ☐ 受信しない 講師へのメールアドレス開示に ☐ 同意する ☐ 同意しない クレジットカードをご利用の場合は 下記に✓を入れて下さい。 ☐ クレジットカード利用 セミナーコード 014a (Law-k901014a)	会社名	TEL FAX		
	所在地	〒		
	参加者ご氏名		部課名	
	〃		〃	
	〃		〃	
	〃		〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

お申込の翌日には請求書を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。